

憲法96条改定 なにかが問題?

憲法研究者 小沢隆一さんに聞きました



文部省が1947年に発行した『あたらしい憲法のはなし』は「(憲法を)かえる手つづきは、げんじゅうにしておかなければなりません」と書いています

憲法96条の改定には、どんな問題があるのか。憲法研究者の小沢隆一さんに聞きました。



改憲を「国会議員の2分の1」で発議できるように緩和

安倍首相 国会で主張

自民、維新、みんな大合唱 議員も

改憲を公然と掲げる安倍政権は、その第1段階として改憲手続きを定めた第96条の改定を狙っています。自民党だけでなく、日本維新の会などの改憲勢力も動きを加速させています。急浮上した「96条改定」。何が問題なのか。 田中一郎記者

「まずは憲法第96条の改正に取り組んでまいります」安倍首相は、今国会が始まったばかりの衆議院

会議員1月30日(土)の答弁。引き続き関係する条項です。衆議院の改正は、衆議院と参議院の各院で、総議員の三分の二以上の賛成で、ところが自民党の二

4月はこの発議要件の三分の二を過半数に引き下げるとしています。これが安倍氏の狙う改定の中身です。

た、維新の会、みんなの党、民主主義の国会議員が参加する「憲法96条研究会」の第一回会合。

の党7人の議員が参加。このほか休職状態だった「憲法96条改正を自指す議員連盟(自民、民主維新、みんなの各党議員が参加)も7日に役員会を開き、今月中の活動再開を決めました。

と批判しました。志位氏は、96条の重要な意義について、ときの政治権力によって自分たちの都合のいいように憲法を改定できないようにするためのものだと言った。この動きの一番の狙いが憲法96条改定にむけた条件づくりにあることとは明らかですが、96条改定論そのものの危険性について、正面からどう

えてきびしく批判する必要性を強調しました。志位氏は、この規定が緩和されれば、「国民主権の立場にたつて権力を縛る」という憲法の本質的役割が壊されてしまうこととして、96条改定反対に一体、96条改定反対の世論と運動を大いに広げたい。国会内外で共同の輪を広げたい」と語りました。

案し「国民投票で過半数の賛成を必要とする」と定めています。ところが自民党の二日

本国会法改正草案(昨年

原案を国会提出すること

せました。同会合には、民主共4人、維新の会10人、みんな

日本共産党の志位和夫委員長は7日の記者会見で非難に危険な動きだ

生まれてしまったので、むしろ監視が必要だということです。この考え方は各

なぜ改憲派が96条改憲を先行させているのか。世論調査でも96条改定には多くの国民が反対しているが、まずはその第一歩を踏み出すことを狙っているのです。96条改定に成功すれば、国民の改憲アレルギーを弱めているのが確かです。2段階戦略をとりません。

各国でも厳しい憲法改定手続き

米 国	各院の3分の2以上の賛成 さらに 4分の3以上の州議会などで承認
フランス	各院の過半数の賛成 さらに 両院合同会議で5分の3以上の賛成 (ほかに国民投票を経る手続きも)
ドイツ	連邦議会の3分の2以上の賛成 さらに 連邦参議院の3分の2以上の賛成
韓国	国会の3分の2以上の賛成 さらに 国民投票

賛成に加え、4分の3以上の州議会の承認が必要。フランスやドイツなどでも、通常の法律以上にハードルを高くしています。

これは憲法学のイロハになるのですが、近代憲法は主権者である国民が権力を縛るという考えから始まっています。放っておくと権力は専制に陥ってしまう。国民の基本的人権が守れなくなるからです。

日本国憲法は、内閣や首相に改憲を発議する権限を与えていません。安倍首相は改憲を繰り返す主張していますが、憲法96条によって国務大臣などには憲法尊重擁護義務があります。首相と閣僚らからの改憲の主張は、その義務をわきまえないものです。

自民党の改憲草案は、改憲の発議に必要な要件を、両院の「三分の二以上の賛成」から「過半数」の賛成に変えるようになっています。

問題が、憲法をよたよたに軽蔑し扱おうとしているかという点です。

たっていますが、一方的な決めつけにすぎません。

憲法のイロハ

同題国たとして自民党がつき従う米国でも、上

96条改定問題は国民の中で議論していかなくてはならない。その発議を阻止してはならない。同時に、憲法は

世界でも改定のハードルは高い

権力縛る役割を壊す

96条改定問題は国民の中で議論していかなくてはならない。その発議を阻止してはならない。同時に、憲法は